



三重県公報

令和4年9月9日 (金)
 第 344 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
560	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
561	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
562	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	2
563	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
564	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
565	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
566	証紙の販売所の名称を変更する旨の届出	(出納局)	5
567	証紙の販売所の名称及び所在地を変更する旨の届出	(同)	5
568	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(同)	5
選 管 告 示			
57	三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	6
58	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	(同)	6
公 告			
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	(地球温暖化対策課)	16
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	16
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	17
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(港湾・海岸課)	17
正 誤			
	平成30年4月2日付け三重県公報号外	(都市政策課)	17

告 示

三重県告示第 560 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470303690	ヘルパーぬくもり	三重県鈴鹿市加佐登四丁目 23 番 26 号	株式会社ヘルパーぬくもり	令和 4 年 9 月 1 日	訪問介護
2470303708	さぼーとぷろ	三重県鈴鹿市寺家 8 丁目 19 番 7 号	株式会社サポートプロ	令和 4 年 9 月 1 日	訪問介護
2470401031	訪問介護ステーションT o m o n e e l	三重県亀山市東御幸町 97 番地 1	合同会社TOMONE EL	令和 4 年 9 月 1 日	訪問介護
2470802915	訪問介護事業所 ボヌール	三重県伊勢市朝熊町 1364-3	株式会社リコラ	令和 4 年 9 月 1 日	訪問介護
2460890219	有明の里有限会社 訪問看護ステーションひだか	三重県伊勢市中村町 730 番地 4	有明の里有限会社	令和 4 年 9 月 1 日	訪問看護

三重県告示第 561 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2460890219	有明の里有限会社 訪問看護ステーションひだか	三重県伊勢市中村町 730 番地 4	有明の里有限会社	令和 4 年 9 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 562 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定のり 香良洲加入区	松阪漁業協同組合のうち香良洲の地区
特定のり 三雲加入区	松阪漁業協同組合のうち三雲の地区
特定のり 松ヶ崎加入区	松阪漁業協同組合のうち松ヶ崎の地区
特定のり 千賀・千賀堅子加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち千賀及び千賀堅子の地区
特定のり 片田加入区	三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区

三重県告示第 563 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に

より次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ伊勢店
伊勢市中須町 627-3

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

氏名又は名称
(仮称) ドン・キホーテ伊勢店

(変更後)

氏名又は名称
ドン・キホーテ伊勢店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号	越塚 孝之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号	平田 一馬

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	大原 孝治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	吉田 直樹

3 変更年月日

- 2(1) 平成 28 年 4 月 8 日
- 2(2) 令和 4 年 6 月 29 日
- 2(3) 令和元年 9 月 25 日

4 変更理由

- 2(1) 店舗の正式名称が決定したため
- 2(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更のため
- 2(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更のため

5 届出の日

令和 4 年 8 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 9 月 9 日から令和 5 年 1 月 10 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 564 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により菰野町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン菰野
三重郡菰野町大字宿野字神明田 357 番地
- 2 菰野町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 9 月 9 日から同年 10 月 11 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 565 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 365 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市上海老町字東大沢 1648 番 244 地先から 四日市市上海老町字東大沢 1834 番 1 地先まで	旧	9.0～30.4	131.4
	新	11.5～31.1	131.4

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山分町字八重田 484 番 1 地先から 四日市市山分町朝明川左岸堤防敷地先まで	旧	25.9～26.1	3.6
	新	9.1～9.3	3.6

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上海老茂福線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市上海老町字東大沢 1648 番 437 地先から 四日市市山城町字乳母子 358 番 6 地先まで	旧	7.6～25.0	475.1
	新	14.8～40.0	475.1

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字乳母子 358 番 6 地先から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 66 地先まで	旧	7.6~38.6	619.0
	新	9.6~40.0	619.0

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2402 番 8 地先から 度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2401 番 1 地先まで	旧	32.3~66.3	63.0
	新	41.2~72.2	63.0

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯部大王自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市阿児町甲賀字里 2430 番 1 地先内	旧	15.0~15.0	0.2
	新	3.0~3.0	0.2

三重県告示第 566 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
多気郡農業協同組合	勢和支店	多気勢和支店	令和 4 年 10 月 24 日

三重県告示第 567 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称及び所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称		販売所の所在地		変更年月日
	旧	新	旧	新	
多気郡農業協同組合	相可支店	多気支店	多気郡多気町相可 182-1	多気郡多気町四神田 340-2	令和 4 年 10 月 24 日

三重県告示第 568 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
多気郡農業協同組合	佐奈支店	多気郡多気町四神田 340-2	令和 4 年 10 月 22 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 57 号

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

三重県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

三重県選挙管理委員会規程（昭和 44 年三重県選挙管理委員会告示第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方書記室の分掌事務）</p> <p>第16条 地方書記室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自治法、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）の規定による選挙又は投票に関して、市町の選挙管理委員会に対し、必要な助言をすること。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。）に基づく事務</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 基準法第4条の3第6項の規定による期日前投票所の事務を行うための設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</p> <p>(10) 基準法第4条の3第7項の規定による期日前投票所において使用する電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</p> <p>(11)～(14) （略）</p> <p>4～10 （略）</p>	<p>（地方書記室の分掌事務）</p> <p>第16条 地方書記室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自治法、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）及び漁業法（昭和24年法律第267号）の規定による選挙又は投票に関して、市町の選挙管理委員会に対し、必要な助言をすること。</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>別表（第11条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号。以下「基準法」という。）に基づく事務</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 基準法第4条の3第5項の規定による期日前投票所の事務を行うための設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を承認すること。</p> <p>(10) 基準法第4条の3第6項の規定による期日前投票所において使用する電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を承認すること。</p> <p>(11)～(14) （略）</p> <p>4～10 （略）</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 58 号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 57 号様式その 1 を次のように改める。

第57号様式その1（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第89条関係）

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者 (氏 名)
記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以 外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又 は 車 両 番 号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
		円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 2 運送事業者等が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、三重県に支払を請求することはできない。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までとする。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1)以外の場合 16,100 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られるので、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られるので、その指定をした1台のみについて記載すること。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三重県に支払を請求することはできない。

第 58 号様式その 1 及び第 58 号様式その 2 を次のように改める。

第 58 号様式その 1 (ポスター作成証明書の様式) (第 89 条関係)

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 (氏 名)

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出すること。
- 2 ポスター作成業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりである。
 - (1) 枚数
当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数 × 2 枚
 - (2) 限度額
 - イ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場の数が 500 以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切り上げる。)}$$
 - ロ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

$$\frac{586,905 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切り上げる。)}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

第 58 号様式その 2 (ビラ作成証明書の様式) (第 89 条関係)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者 (氏 名)

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出すること。
- 2 ビラ作成業者が三重県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三重県に支払を請求することはできない。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりである。

(1)枚数

- イ 知事の選挙 145,000 枚
- ロ 県議会議員の選挙 16,000 枚

(2)限度額

- イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合
7 円 73 銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額
- ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合
$$\frac{386,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}} = \text{単価 (1 銭未満の端数は、切り上げる。)}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額 (1 円未満の端数は、切り上げる。)

第 59 号様式その 2 及び第 59 号様式その 3 を次のように改める。

第 59 号様式その 2 (請求書の様式) (第 90 条関係)

請 求 書

(ポスターの作成)

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 6 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名
電話番号

記

1 請 求 金 額	円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 の 種 類	年 月 日執行 選挙 (選挙区)
4 候 補 者 の 氏 名	

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ポスターの作成)

選挙区（選挙が行われる区域）における ポ ス タ ー 掲 示 場 数				箇所
区 分	単 価(A)	枚数(B)	金 額(A)×(B)=(C)	備 考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

備考

- 1 「選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載すること。
- 2 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。
 - (1) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数が 500 以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切り上げる。)}$$
 - (2) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

$$\frac{586,905 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は、切り上げる。)}$$
- 3 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 4 「請求金額」の「単価」欄には、「作成金額」の「単価」欄と「基準限度額」の「単価」欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 5 「請求金額」の「枚数」欄には、「作成金額」の「枚数」欄と「基準限度額」の「枚数」欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

第59号様式その3（請求書の様式）（第90条関係）

請 求 書

（ビラの作成）

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつてはその代表者の氏名

電話番号

記

1 請 求 金 額	円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり
3 選 挙 の 種 類	年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
4 候 補 者 の 氏 名	

5 金融機関名、口座名及び口座番号			
金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付すること。
- 4 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

区 分	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	備 考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

備考

1 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円 73 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{386,500 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 18 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}} \quad (1 \text{ 銭未満の端数は切り上げる。})$$

2 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。

3 「請求金額」の「単価」欄には、「作成金額」の「単価」欄と「基準限度額」の「単価」欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

4 「請求金額」の「枚数」欄には、「作成金額」の「枚数」欄と「基準限度額」の「枚数」欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

5 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第42条第2項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

令和4年9月9日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役 坂木 満
東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業及び（仮称）平木阿波第二ウィンドファーム事業
風力発電所の設置
最大出力 37,800 kW
- 3 対象事業実施区域
津市美里町平木、芸濃町河内及び伊賀市上阿波の各一部
- 4 聴取会の開催の日時及び場所
令和4年10月18日（火）午後2時から（開場 午後1時30分）
三重県庁 講堂（三重県津市広明町13番地）
- 5 意見を聴こうとする事項
（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業及び（仮称）平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見
- 6 意見陳述の申出に関する事項
聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。
 - (1) 申出書の記載事項
 - ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載してください。）
 - エ 意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）
 - (2) 申出先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部地球温暖化対策課
電話番号 059-224-2366 ファクシミリ番号 059-229-1016
 - (3) 申出方法
持参、郵送又はファクシミリ
※ メールでの提出を希望される場合は、電話で御相談下さい。
 - (4) 申出期限
令和4年10月4日（火）（午後5時必着）
- 7 その他
意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。
申出期限までに意見陳述の申出がない場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 8 月 29 日	亀山市川合町字里沢 475 ほか 8 筆	松阪市中央町 515-3 株式会社パワーコンサルティング 代表取締役 永 井 幸 吉
令和 4 年 8 月 31 日	いなべ市員弁町北金井字金畑 1523-3	いなべ市員弁町北金井 1602-2 日紫喜 弘 子

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 8 月 31 日	志摩市阿児町甲賀 4447-2 ほか 1 筆	志摩市阿児町鶴方 4825 華洋ホーム株式会社 代表取締役 福 岡 治

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 9 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県潮位情報システム構築及び運用保守業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地
三重県県土整備部港湾・海岸課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 4 年 8 月 23 日
- 4 落 札 者 三重県津市河芸町中別保 150-1
株式会社三弘三重営業所 所長 佐藤 薫
- 5 落 札 金 額 入札価格 59,600,000 円
契約金額 65,560,000 円
- 6 決 定 手 続 総合評価一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 4 年 7 月 1 日

正 誤

平成 30 年 4 月 2 日付け三重県公報号外に登載しました、都市計画区域の変更の公告中
ページ 行

3 下から 4、5 及び 6

誤

伊賀市野村、中柘植、上村、小杉、楯岡、新堂、御代、柏野、西之澤、川西、川東、希望ヶ丘西一丁目、希望ヶ丘西二丁目、希望ヶ丘西三丁目、希望ヶ丘西四丁目、希望ヶ丘西五丁目、希望ヶ丘東一丁目、希望ヶ丘東二丁目、希望ヶ丘東三丁目、希望ヶ丘東四丁目及び希望ヶ丘東五丁目の全部

正

伊賀市野村、中柘植、上村、小杉、楯岡、新堂、御代、柏野、西之澤、川西、川東、希望ヶ丘西一丁目、希望ヶ丘西二丁目、希望ヶ丘西三丁目、希望ヶ丘西四丁目、希望ヶ丘西五丁目、希望ヶ丘東一丁目、希望ヶ丘東二丁目、希望ヶ丘東三丁目、希望ヶ丘東四丁目及び希望ヶ丘東五丁目の全部

伊賀市千戸の一部

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
